

富士見市の環境



令和6年度 富士見市環境問題啓発ポスター
最優秀賞作品 『地図から消えていく』 竹内 結希 さん

令和6年度実績

富士見市

環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。

私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。

私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。

私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。

私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

平成 12 年 4 月 10 日
(平成 12 年度市制記念式典にて宣言)

富士見市ゼロカーボンシティ宣言

富士見市では、平成 12 (2000) 年 4 月 10 日に「環境にやさしい都市宣言」を行い、市民・事業者・行政が一丸となって、自然環境の保全に取り組んできました。

特に、ごみ減量化の取り組みでは、市民や事業者の地道な努力により、埼玉県内の市では、1 人 1 日当たりのごみ排出量の少なさは、常に最上位となっています。

このような中、近年、地球温暖化の影響とみられる異常気象による災害が国内外で多発しており、気候危機というべき深刻な状況にあります。

2018 年に公表された気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、2015 年に合意されたパリ協定を踏まえ、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされ、政府においても、2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

富士見市においては、地球温暖化という一刻の猶予もない課題に対し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みの更なる推進が求められています。

2050 年は遠い未来ではありません。水と緑に恵まれた暮らしやすいこの富士見市を、次世代にしっかりと引き継ぐため、市民・事業者・行政の協働により、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

令和 4 年 4 月 10 日
(市制施行 50 周年記念式典にて宣言)

目 次

第1章 総 説	1
1. 富士見市の概要	1
(1) 地勢	1
(2) 交通	2
(3) 人口	2
(4) 地目別土地面積の割合	2
2. 第3次富士見市環境基本計画の概要	3
(1) 基本理念	3
(2) 望ましい環境像	3
(3) 基本目標	3
(4) 施策の体系	4
(5) 計画の推進	5
第2章 施策の展開	6
基本目標 1 脱炭素・循環型社会を目指すまち	6
施策の方針 1-1 脱炭素まちづくりの推進	6
施策の方針 1-2 循環型まちづくりの推進	11
基本目標 2 豊かな自然を育み共生するまち	15
施策の方針 2-1 緑と水辺の保全	15
施策の方針 2-2 湧水の保全・活用	17
施策の方針 2-3 生物多様性の保全	17
基本目標 3 安全で快適に暮らせるまち	21
施策の方針 3-1 安全なまちづくりの推進	21
施策の方針 3-2 快適なまちづくりの推進	25
基本目標 4 みんなで学び協働するまち	30
施策の方針 4-1 環境教育・環境学習の推進	30
施策の方針 4-2 みんなで協力するまちづくりの推進	31
資 料	32

第1章 総説

1. 富士見市の概要

(1) 地勢

本市は、埼玉県南東部の首都圏に位置し、東は荒川を挟んでさいたま市に、北は川越市とふじみ野市、西は三芳町、南は志木市にそれぞれ接しています。面積は 19.77km²で、県全体の面積に対する割合は0.52%です。

地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地に大きく分かれており、台地部はさらに諸河川の分断により、独立した小台地となっています。洪積層からなる武蔵野台地は、明治・大正初期には台地林が帯状に連なり、広大な雑木林を形成していましたが、現在はその大半が住宅地と畑作地帯で構成されています。一方、沖積層からなる荒川低地は、さいたま市との市境を流れる荒川と、江戸と川越地域を結ぶ重要な交通路であった新河岸川という、2つの1級河川を擁する水田地帯となっています。荒川が現在の市境を流れるようになったのは、江戸時代に行われた河川改修によるもので、それ以前の荒川はびん沼川として、その面影をわずかに残しています。

地質は、台地部が火山灰の風積からなる赤土（ローム）でおおわれているのに対して、低地部は主に黒泥層により形成されています。これは、氷河期の後期に起きた海面上昇により、低地部が海になっていたことによるもの（縄文海進）であり、台地縁辺部には縄文時代の人びとの生活を今に伝える貝塚などの遺跡が数多く残存しています。

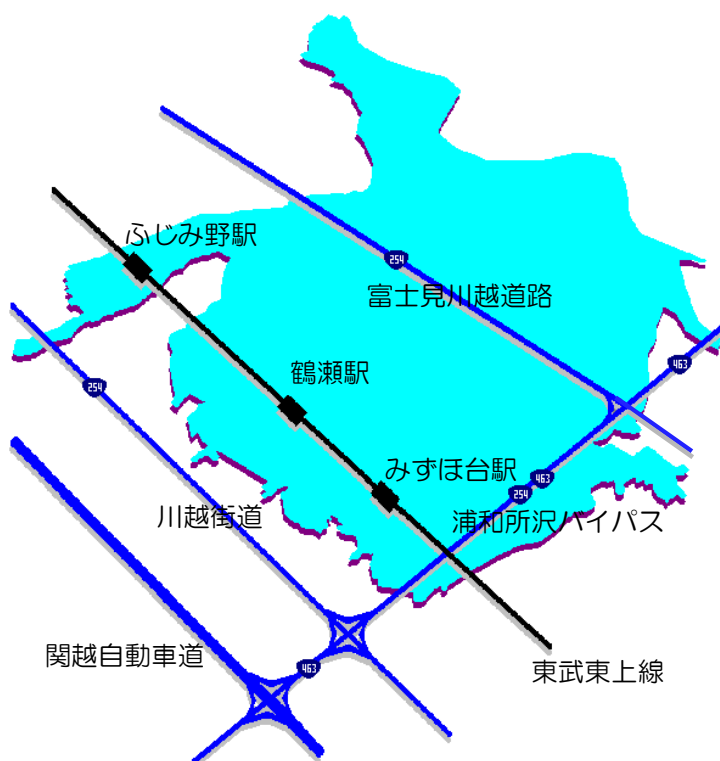


北緯	35 度 51 分 25 秒	東經	139 度 32 分 58 秒	海拔	4m~25m
東西	7.0km	南北	6.8km	面積	19.77km ²

(2) 交通

鉄道は、東武東上線が南北に通り、市内に、みずほ台駅・鶴瀬駅・ふじみ野駅の3つの駅があり、池袋駅までは約30分で行くことができます。また、これまでの地下鉄有楽町線に加え、平成20年6月に地下鉄副都心線と、平成25年3月に東急東横線、横浜高速みなとみらい線との相互直通運転が開始されたことにより、渋谷まで45分、横浜まで70分と交通の利便性が高まっています。

道路は、周辺都市を結ぶ主要な道路として、南北方向に国道254号（川越街道）、富士見川越道路（国道254号バイパス）が、東西方向に国道463号（浦和所沢バイパス）が通っています。

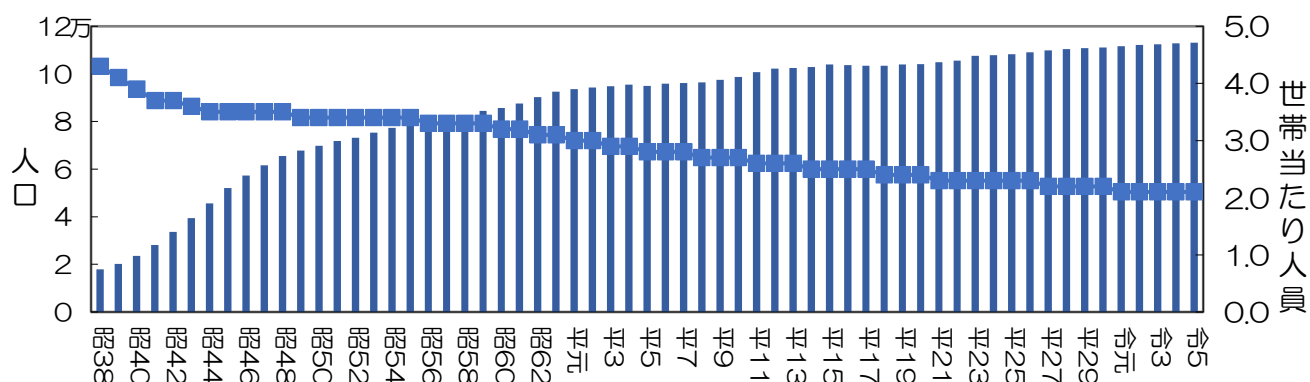


(3) 人口

昭和30年代から始まった大規模団地の建設などにより、都市化と人口の急増が進んできましたが、令和6年10月1日時点における人口は113,165人、世帯数は55,128世帯と、微増傾向で推移しています。

世帯当たりの人員は減少傾向にあり、単身世帯や核家族の増加が考えられます。

人口と1世帯当たりの人員の推移（単位：人）



(4) 地目別土地面積の割合



2. 第3次富士見市環境基本計画の概要

地球規模化・複雑化する環境問題を解決し、本市に住む・働く・学ぶ人びとが自然からの恵みを楽しみ、将来にわたって快適な生活を維持することができるよう、「第3次富士見市環境基本計画」を策定し、各種施策を展開しています。

(1) 基本理念

1. 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

【富士見市環境基本条例第3条】

(2) 望ましい環境像

本市は武蔵野台地と荒川低地が出会い、その境界の斜面林には都市近郊では貴重な多くの湧水が存在するまちです。引き続き、湧水を保全し、自然豊かな里と都市形成の調和を図りながら、将来にわたって持続的に発展する社会を目指します。

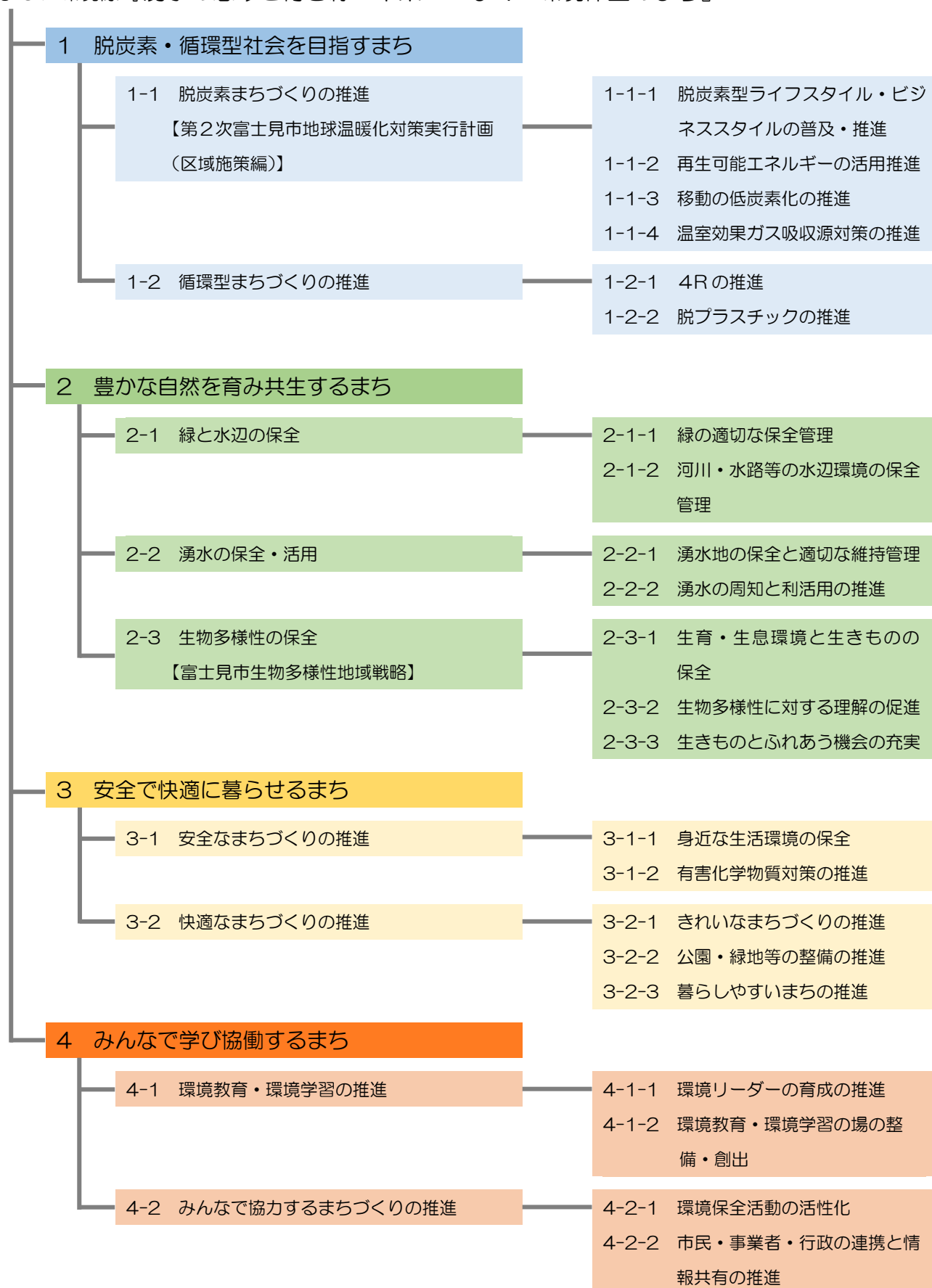
^{みす}湧水の恵みと育む緑 未来へつなぐ 環境保全のまち

(3) 基本目標

1. 【地球環境】脱炭素・循環型社会を目指すまち
2. 【自然環境】豊かな自然を育み共生するまち
3. 【生活環境】安全で快適に暮らせるまち
4. 【教育・協働】みんなで学び協働するまち

（４）施策の体系

望ましい環境像『湧水の恵みと育む緑 未来へつなぐ 環境保全のまち』



（５）計画の推進

計画を推進するため、市民・事業者・富士見市環境施策推進市民会議・行政がそれぞれの立場から役割を果たすとともに、相互に連携・協働して、積極的に環境の保全と創造に取り組むことを基本とします。

１）市民・事業者

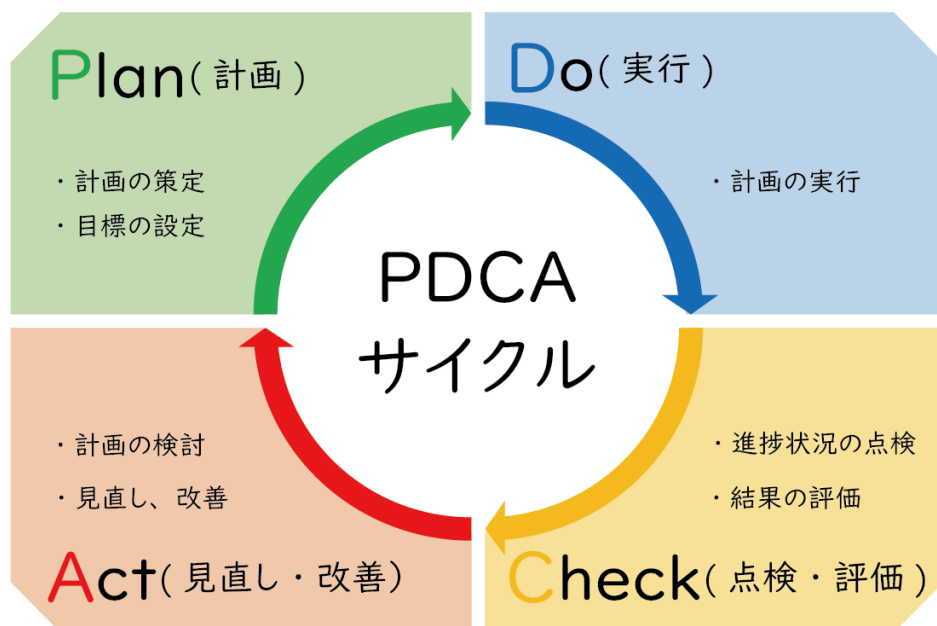
- ・日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した取組を自主的に実行します。
- ・富士見市環境施策推進市民会議や市が実施する環境施策に参加・協力します。
- ・公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。

２）富士見市環境施策推進市民会議

- ・市民・事業者・行政の協働による取組の中心的組織として、相互の連携を図りながら環境にやさしいまちづくりを推進します。
- ・公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。

３）行政（担当課）

- ・事業の実施による施策の推進及び庁内連携により、本計画の推進や進行管理を行います。
- ・市民や事業者に対して情報提供を行い、市民や事業者による環境保全活動について啓発・促進・支援を行います。



第2章 施策の展開

基本目標 1 脱炭素・循環型社会を目指すまち

地球規模で問題が深刻化している地球温暖化は、わたしたちの日常生活から排出される温室効果ガスが原因とされています。わたしたち一人ひとりが、地球温暖化に対して関心を持ち、正しく理解し、その防止に向けて取り組むことが大切です。

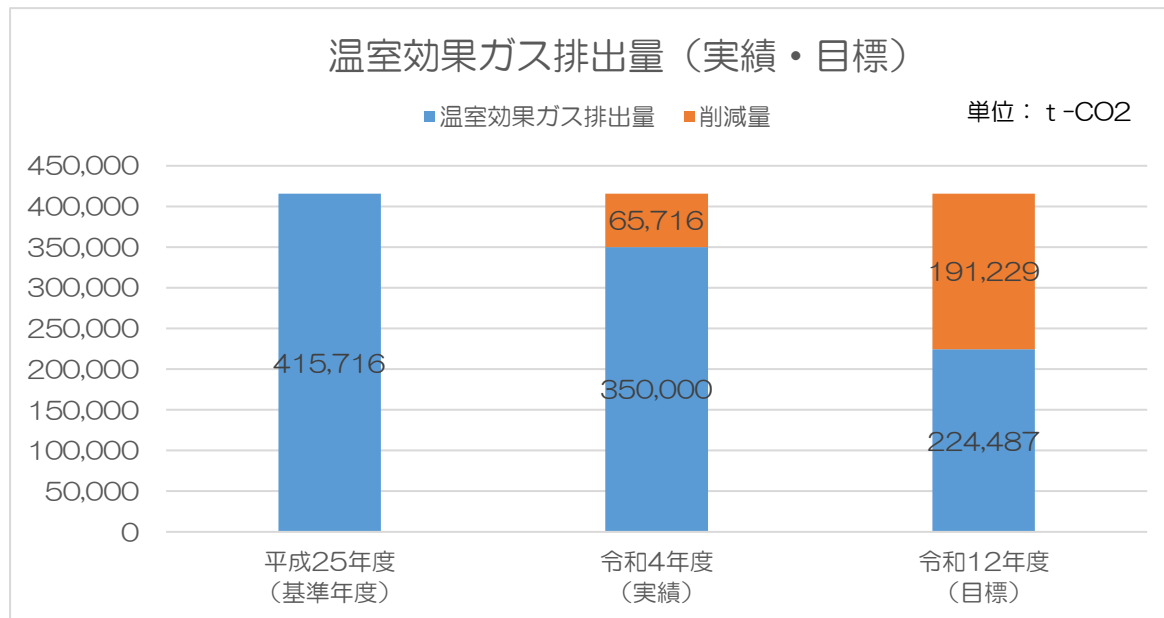
施策の方針 1-1 脱炭素まちづくりの推進

施策 1-1-1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及・推進

ア 温室効果ガス排出量

「第2次富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）¹」に基づき、平成25年度を基準年度とし、令和12年度までに市内の温室効果ガス排出量を基準年度と比べ46%の削減を目指します。

直近の算出年度である令和4年度²の温室効果ガス排出量は約350,000 t-CO₂と、基準年度に比べて約16%の削減となりました。

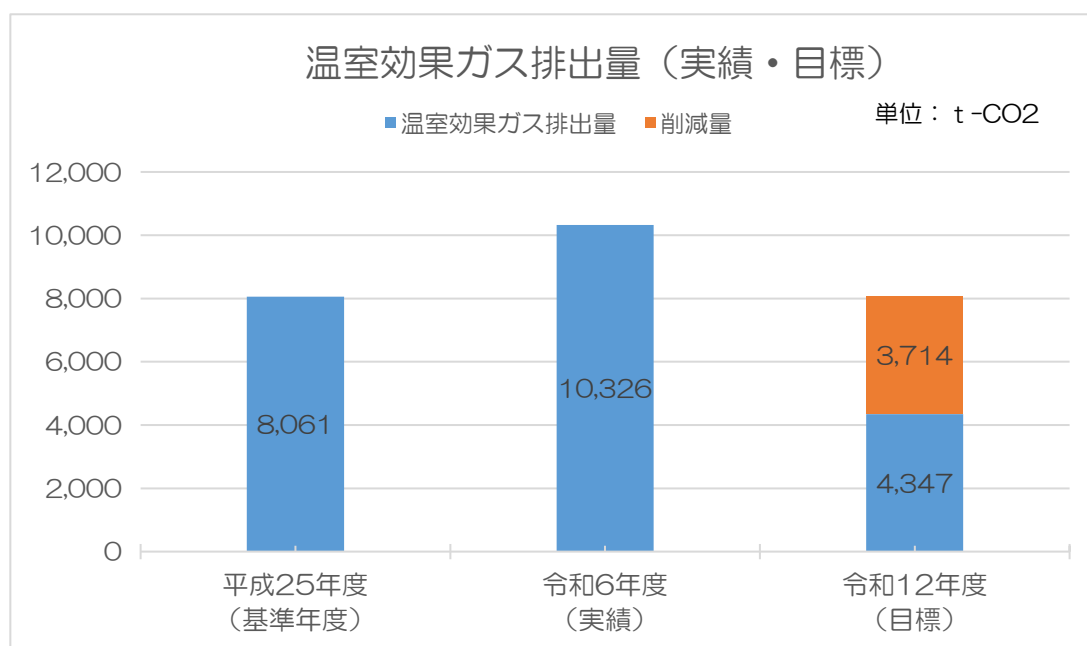


¹ 市内全域から排出される温室効果ガスを削減するための対策や取組を総合的かつ計画的に推進するための計画

² 市内全域から排出される温室効果ガス排出量の算定は、自治体排出量カルテ（作成：環境省）より引用

「第4次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」³に基づき、区域施策編と同じく平成25年度を基準年度とし、令和12年度までに行政活動から排出される温室効果ガス排出量を基準年度と比べ46%の削減を目指します。

令和6年度の温室効果ガス排出量は10,326 t-CO₂と、基準年度に比べて約28%の増加となりました。増加の理由としては、令和6年度に電気の供給を受けた事業者の排出係数⁴が高かったためです。全体の排出量のうち、最も大きな内訳を占める電気の使用に伴い排出される温室効果ガス排出量削減のため、対策を検討します。



イ エコライフ DAY&WEEK

ライフスタイルを見直すきっかけ作りのため、各御家庭において、省エネ・省資源など、環境に配慮した一日を送り、簡単なチェックシートで温室効果ガス（二酸化炭素）の削減量を把握しようとするもので、埼玉県と協働で取り組んでいます。

富士見市環境施策推進市民会議と協力し、広く市民の方への参加を呼びかけ、エコライフ DAY&WEEK への参加を促しています。

エコライフ DAY&WEEK 参加者、CO₂削減量

	参加者数	削減量
エコライフDAY&WEEK 埼玉 2024（夏）	1,831 人	7,798 kg-CO ₂
エコライフDAY&WEEK 埼玉 2024（冬）	2,581 人	14,496 kg-CO ₂

※参加者1人当たりの削減量（夏）：4.3 kg-CO₂

※参加者1人当たりの削減量（冬）：5.6 kg-CO₂

³ 市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための対策や取組を総合的かつ計画的に推進するための計画

⁴ 温室効果ガス排出量を計算するために用いる数値。電力の発電方法により異なる

施策 1-1-2 再生可能エネルギーの活用推進

ア 再生可能エネルギー等補助金

家庭や事業所における温室効果ガス排出量の削減を図るため、地球温暖化の防止に役立つ機器（太陽光発電システムなど）を設置し、創エネ・省エネ活動に取り組む市民・事業者に対して補助金を交付しています。

再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金の交付実績

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
太陽光発電システム	86 件	48 件	84 件
HEMS	17 件	28 件	29 件
蓄電池	75 件	77 件	67 件
交付額 合計	839 万円	680 万円	931 万円



補助金の交付を受けた太陽光発電システム設置住宅

イ 公共施設における太陽光発電システムの設置

市で管理する公共施設の一部に太陽光発電システムを設置しています。

公共施設への太陽光発電システム設置状況

施 設 名	発電容量
市民文化会館キラリ☆ふじみ	30kW
ふじみ野交流センター	10kW
つるせ台小学校	10kW
鶴瀬西交流センター	5kW
水谷小学校	30kW



太陽光パネル（つるせ台小学校）

ウ 公共施設から排出される生ごみのバイオガス化

学校給食センター、保育所などの公共施設から排出される生ごみは、近隣のバイオガспラントに搬入しバイオガス発電に利用しています。

令和6年度は 97t をバイオガス化することで、生ごみを減量化・資源化しています。

施策 1-1-3 移動の低炭素化の推進

ア 次世代自動車等導入促進補助金

家庭や事業所で使用する自動車から排出される温室効果ガスの削減を図るため、燃料電池自動車（水素自動車）、電気自動車、プラグインハイブリッド車などを導入する市民・事業者に対して補助金を交付しています。

次世代自動車等導入促進補助金の交付実績

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
電気自動車	19 件	26 件	31 件
プラグインハイブリッド車	7 件	14 件	8 件
燃料電池自動車	1 件	0 件	0 件
据置型電気自動車等充給電機器 (V2H)	5 件	2 件	2 件
可搬型外部給電機器 (V2L)	1 件	0 件	0 件
交付額 合計	388 万円	466 万円	511 万円

イ 公用車への次世代自動車の導入

市で使用する公用車を順次電気自動車や燃料電池車等の次世代自動車へ切り換えることで、環境負荷の低減に努めています。

令和7年3月31日時点において、電気自動車 1 台、ハイブリッド車 4 台を導入しています。



市で導入した電気自動車

施策 1-1-4 温室効果ガス吸収源対策の推進

ア 森林・緑地の保全

植物には、成長の過程において二酸化炭素を吸収する働きがあるため、植物を守り育てることは、地球温暖化を防止する取組として有効です。市内に残された社寺林や斜面林などの保全に努めています。（市域の森林・緑地等の面積は巻末資料参照）



斜面林(新河岸川河川水防センター付近)

イ 公共施設における壁面緑化

壁面緑化は、太陽光を遮ることにより室内の温度上昇を防ぎ、夏期における電気使用量を抑えることができるため、地球温暖化防止の取組として有効です。

市では、より多くの方々に壁面緑化を通じてエコライフを実践していただくよう、平成 20 年度から壁面緑化に取り組んでいます。

令和6年度は、市役所、公民館、保育所、小中学校など 33 の公共施設で壁面緑化に取り組みました。



庁舎の壁面緑化

壁面緑化実施施設

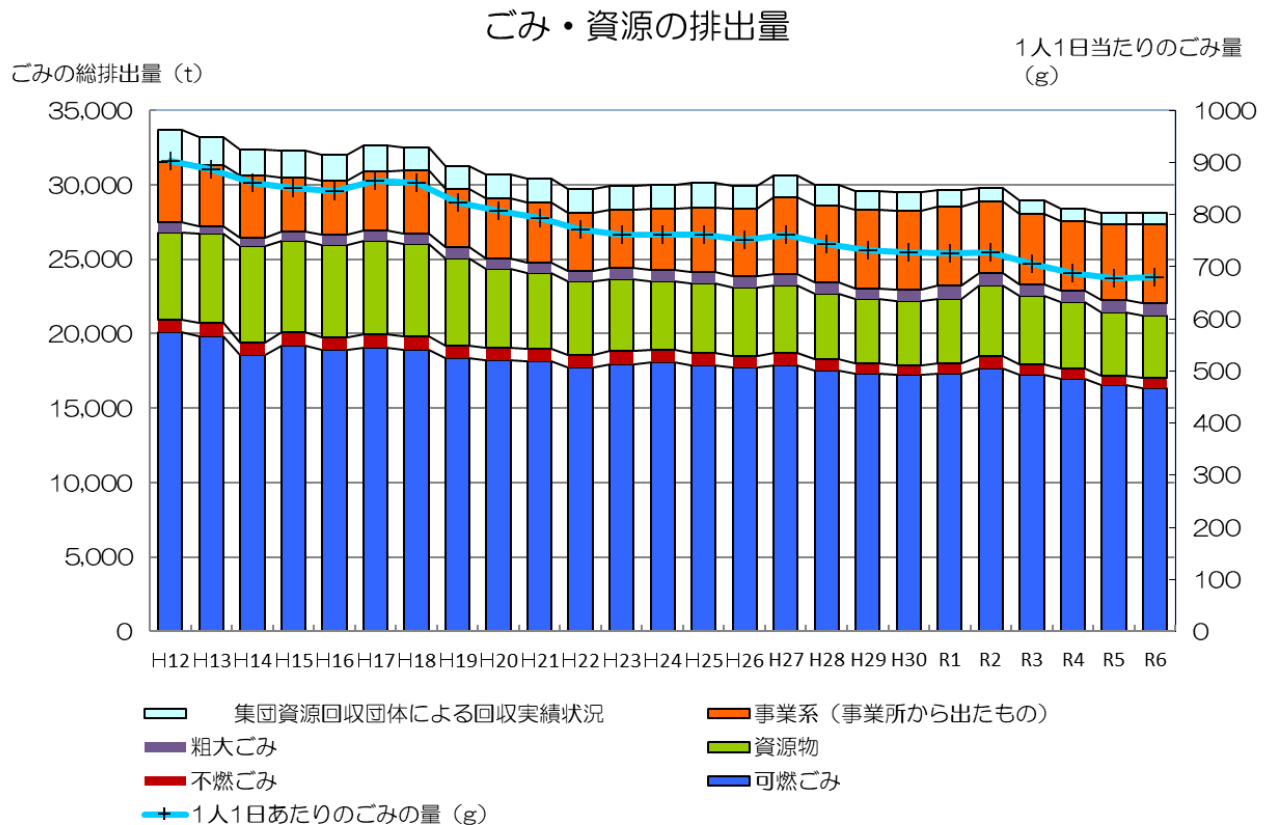
	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
実施施設数	33 施設	33 施設	33 施設

施策の方針 1-2 循環型まちづくりの推進

施策 1-2-1 4R⁵の推進

ア ごみの総排出量

ごみの総排出量は、平成 12 年度の 33,686t をピークに減少し、令和 6 年度は 28,101t と、前年度に比べ 11t 減少しています。ごみの種別をみると、家庭系可燃ごみは、令和 6 年度は 16,373t と、前年度に比べ 153t 減少していますが、事業系ごみは、令和 6 年度は 5,317t と、前年度に比べ 207t 増加しています。



市民 1 人当たりの 1 日に排出するごみの量は、令和 6 年度には 679g に減少し、県内で少ない排出量の上位となっています。

また、公共施設から排出される生ごみは、100t 前後で推移しており、令和 6 年度は 97t となっています。

※数値は、環境省の「平成 12 年度～令和 6 年度一般廃棄物実態調査」の報告値です。

⁵ ①Refuse（リフューズ：不要なものを断る）②Reduce（リデュース：ごみを減らす）、③Reuse（リユース：繰り返し使用する）、④Recycle（リサイクル：資源としてまた利用する）の略語

イ ごみの処分費用と再資源化量

令和6年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く。）は、志木地区衛生組合への負担金、収集運搬費などで、総額約14億7千5百万円となり市民1人当たりの年間処理費用は、約13,000円となっています。

また、資源プラスチック、ビンなどは再資源化に努めています。

廃棄物処理事業経費（実態調査値）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
ごみ総排出量	28,101 t	28,112 t	28,366 t
ごみ処理経費	1,474,646 千円	1,406,707 千円	1,346,277 千円
人件費	57,544 千円	45,337 千円	43,700 千円
収集運搬費等	10,709 千円	8,393 千円	13,696 千円
委託費	564,733 千円	418,128 千円	331,103 千円
負担金	836,659 千円	868,558 千円	761,771 千円
奨励金	5,001 千円	5,861 千円	27,469 千円
1人当たり年間ごみ処理	13,000 円	12,430 円	11,930 円
1kg当たり年間ごみ処理	52.5 円	50.0 円	47.5 円

※端数処理しているため、合計が一致しない場合があります

※ごみ処理経費には、集団資源回収奨励金を含みます

再資源化量

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
ビ ン	731 t	750 t	785 t
カ ン	327 t	329 t	349 t
ペットボトル	455 t	451 t	445 t
資源プラスチック	770 t	784 t	810 t
紙類・布類	1,894 t	1,951 t	2,093 t
有害ごみ	30 t	31 t	34 t
小 計	4,207 t	4,296 t	4,516 t
事業ごみ	0 t	0 t	0 t
集団資源回収	714 t	740 t	837 t
合計（資源化量）	4,921 t	5,036 t	5,353 t
ごみの総排出量	28,101 t	28,112 t	28,366 t
資源化率	17.5%	17.9%	18.9%

※資源化率＝資源化量÷ごみの総排出量

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります

※中間処理施設の資源化量は含んでいません

ウ 市民による再資源化の推進

家庭系ごみの排出抑制と資源化率の向上を目指し、2つの手法で資源を回収することで、地域による自主的な資源回収の推進に努めています。

- ・ 定期資源回収：令和4年4月1日から、資源回収業者で構成される「東入間資源リサイクル協同組合」へ委託し、回収しています。
- ・ 集団資源回収：平成2年に集団資源回収実施団体奨励金交付制度を導入し、回収量に応じ、登録団体に対して奨励金を交付しています。

定期資源回収、集団資源回収による回収量

		令和6年度	令和5年度	令和4年度
定期資源回収	紙類	1,755,670 kg	1,804,420 kg	1,934,460 kg
	布類	138,550 kg	147,060 kg	158,850 kg
集団資源回収	紙類	634,558 kg	660,617 kg	749,356 kg
	布類	44,683 kg	41,662 kg	47,207 kg
	缶類	35,157 kg	37,151 kg	40,352 kg
	ビン	68本	336本	338本

エ 家電リサイクル法・パソコンリサイクルへの対応

平成13年の「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」の改正及び平成15年の「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」の改正により、一部の家電製品やパソコンについて製造業者などによるリサイクルが義務付けられました。

市では、家電リサイクル法の対象となるテレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機の処分については、排出者に対し家電小売業者や市と協定を締結した事業者、一般廃棄物収集運搬許可業者などを紹介し、またパソコンの処分については、パソコンメーカーや市と協定を締結した事業者を紹介しリサイクルを推進しています。

オ フードドライブによる食品ロスの削減や廃食用油の利活用

フードドライブとは、家庭で余っている食品などを持ち寄り、地域の福祉団体や施設などに寄付する活動です。未利用食品の有効利用を図り、食品ロスの削減に貢献します。

食品ロスは、大部分が生ごみとして焼却処分され、生ごみは水分を多く含み燃えにくく焼却するためには、より多くの燃料を使用します。食品ロスを減らすことは、地球環境への負担も減らします。また、フードドライブに必要な器材の貸し出しも行っています。

また、可燃ごみの削減と資源リサイクルの推進のため、家庭から排出される廃食用油の拠点回収をしています。回収した油は、専門業者により主に印刷用のインクにリサイクルされます。

フードドライブ受け入れ量

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
受け入れ点数	144 点	229 点	555 点
受け入れ量	42 k g	50 k g	100 k g

廃食用油回収量（令和 5 年度より開始）

	令和 6 年度	令和 5 年度
実施施設数	10 か所	3 か所
回収量	609 ℓ	171 ℓ

施策 1-2-2 脱プラスチック化の推進

ア プラスチックごみの削減及び資源化

市では「容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」に基づき、平成 8 年からプラスチック類をはじめとした富士見市分別収集計画を策定し、ごみの減量化と循環型社会の構築のための施策を推進しています。

プラスチックやペットボトルの資源化のため、ごみ集積所に専用の回収ネットを配布して回収し、回収後は志木地区衛生組合にて資源化業者に引き渡しを行っています。

分別収集計画量と分別収集実績

（単位：t）

			令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
プラスチック類	ペット	計画量	446.00	445.00	411.00
		実績	455.40	450.56	444.72
	プラ	計画量	653.00	652.00	567.00
		実績	770.12	783.56	810.52

基本目標 2 豊かな自然を育み共生するまち

わたしたちは、自然から多くの恵みと安らぎを与えられていることを再認識し、将来にわたってその恵みを享受するため、自然環境を守り育て、自然と共生するまちの実現に向けて取り組むことが大切です。

施策の方針 2-1 緑と水辺の保全

施策 2-1-1 緑の適切な保全管理

ア 保存樹木・樹林制度による保全

良好な自然環境の保護と維持のため、市内の保存すべき樹木・樹林を指定し、適切な維持管理のための助成金を交付しています。

保存樹木の指定状況

令和6年度				令和5年度			
樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数
ケヤキ	26本	シラカシ	3本	ケヤキ	28本	シラカシ	3本
クスノキ	2本	イチョウ	16本	クスノキ	2本	イチョウ	16本
イトヒバ	1本	ヤナギ	0本	イトヒバ	1本	ヤナギ	0本
エノキ	0本	スギ	2本	エノキ	0本	スギ	2本
サクラ	6本	ヒマラヤスギ	2本	サクラ	6本	ヒマラヤスギ	2本
カヤ	1本	スダジイ	1本	カヤ	1本	スダジイ	1本

保存樹林の指定状況

面積 35,809㎡（大字水子 156 など）

樹種 クヌギ・コナラ

保存樹林
（大字水子 156 ほか）



施策 2-1-2 河川・水路等の水辺環境の保全管理

ア 水辺環境の美化等

市内河川敷の清掃活動など、水辺環境の美化推進に努めています。また、歩道や公園整備などの際には、地下水の涵養にもつながる透水性舗装を取り入れるなど、地域に適した整備を進めています。

イ 水質調査

市では、市内河川の水質状況を把握することを目的に、新河岸川・柳瀬川・砂川堀・富士見江川・唐沢堀の水質を調査し公表しています。

令和 6 年度水質調査結果

(BOD・SS・DO 単位：mg/ℓ)

調査地点	調査日	調査項目			
		pH	BOD	SS	DO
No.1 新河岸川 南畑橋付近	R6.7.31	7.4	0.8	9	7.3
	R7.2.7	7.2	1.7	5	7.0
No.2 柳瀬川 富士見橋付近	R6.7.31	7.8	1.4	3	11
	R7.2.7	7.5	2.6	6	11
No.3 砂川堀 花影橋付近	R6.7.31	8.4	1.1	2	15
	R7.2.7	7.4	1.3	2	11
No.4 富士見江川上流 丸池橋付近	R6.7.31	6.6	<0.5	<1	9.9
	R7.2.7	6.8	<0.5	1	9.3
No.5 富士見江川中流 江川親水公園付近	R6.7.31	6.9	<0.5	<1	9.6
	R7.2.7	7.1	<0.5	1	10
No.6 富士見江川下流 寿橋上流付近	R6.7.31	8.1	<0.5	3	12
	R7.2.7	7.8	<0.5	4	11
No.7 唐沢堀 唐沢公園付近	R6.7.31	8.3	0.6	<1	9.7
	R7.2.7	8.0	3.0	3	11
環境基準	河川 C 型類型	6.5≤8.5	≤5	≤50	≥5

調査の結果、全ての項目において基準値内となりました。安心・安全な暮らしを守るため、引き続き調査結果を注視していきます。

※pH：溶液中の水素イオンの濃度

※BOD：水中の汚染物質（有機物）が無機化される時に必要な酸素の量

※SS：水中に浮遊している物質の量

※DO：水中に溶けている酸素の量

施策の方針 2-2 湧水の保全・活用

施策 2-2-1 湧水地の保全と適切な維持管理

ア 湧水地の保全

大地に降った雨や雪は地面にしみこみ、地下水となって、長い時間をかけて流れていきます。このうち、人の力を借りることなく、自然に地表に湧き出してきた水のことを湧水といいます。

雨水などが地面に浸透しやすいよう、透水性の高い舗装を導入するほか、より雨水の浸透能力が高い緑地や農地の保全を推進しています。なお、市内の湧水の現況を把握するため、定期的に調査を行っています。（市内の湧水地の個所数は巻末資料参照）

施策 2-2-2 湧水の周知と利活用の推進

ア 湧水地の利活用

湧水は、それ自体がかけがえのない自然であるとともに、周辺の自然環境とあいまって人びとに潤いと安らぎを与え、また、身近な生き物などにも触れあえる場として、都市においては貴重なオアシスとなっています。

気軽に見に行ける市内の湧水を紹介した「湧水マップ」を作成し、毎年、小学 5 年生に配布するとともに、ホームページに掲載し、湧水の大切さを啓発しています。

施策の方針 2-3 生物多様性の保全

施策 2-3-1 生育・生息環境と生きものの保全

ア 生態系の保全

市では、市内の動植物の生息状況を把握するため、10 年おきに動植物調査を実施しています。

直近の令和 3 年度調査では、1,133 種の動植物を市内で確認しており、この中には、環境省や埼玉県のレッドリスト⁶掲載種の動植物が含まれています。

⁶ 絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO などが作成している

令和３年度に確認した希少動植物

調査種別	確認された希少動植物
植 物	ヒメミズウラビ、ニッケイ、タコノアシ、ゴキツル、ウスゲ チョウジタデ、ホザキノフサモ、ミゾコウジュ、アブノメ、 キクモ、タウコギ、ウリカワ、キツネノカミソリ、マツカサ ススキ、タタラカンガレイ、シュンラン
両生類・爬虫類	アズマヒキガエル、トウキョウダルマガエル、ニホンカナヘ ビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニ ホンマムシ
鳥 類	カンムリカイツブリ、アマサギ、チョウサギ、コサギ、クイ ナ、バン、オオバン、ツツドリ、ヒメアマツバメ、タシギ、 イソシギ、トビ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、カワ セミ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、ウグイス、オオムシク イ、オオヨシキリ、ホオジロ、ホオアカ、アオジ
昆虫類	キイトトンボ、ナゴヤサナエ、ネアカヨシヤンマ、ハラビ ロトンボ、オナガササキリ、エノキカイガラキジラミ、ビ ロウドサシガメ、ヒメナガメ、オオハラナガツチバチ、モ ンスズメバチ、アサマイチモンジ
魚類・底生生物	ホトケドジョウ、ミナミメダカ、ナミウズムシ、サワガニ、 アオヤンマ



トウキョウダルマガエル



ナゴヤサナエ



オオヨシキリ



ホトケドジョウ

イ 斜面林や緑地、農地などの里地里山環境の保全

里地里山は、原始的な自然と都市との中間に位置し、農林業など、人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境であり、多様な生物の生息環境として、また、地域特有の景観や伝統文化の基盤として重要な地域です。

緑地保全の事業に要する経費の財源に充てるため、「富士見市緑地保全基金」を設置し、計画的に山林や緑地を公有地化しています。（富士見市緑地保全基金 令和6年度末残高：591,868千円）

また、市内の農地を維持していくため、地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」の取組について、小中学校や保育所などの給食に地元農産物を取り入れています。

学校給食における富士見市産農産物の利用状況

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
ほうれん草	230kg	765 kg	150 kg
かぶ	915kg	1,493 kg	1,295 kg
小松菜	710kg	—	563 kg
いちご	52kg	52 kg	52 kg
梨	130kg	130 kg	130 kg
市産野菜計	2,037kg	2,440 kg	2,190 kg
市産精白米	76,030kg	73,260 kg	71,250 kg



学校給食メニュー例

施策 2-3-2 生物多様性に対する理解の促進

ア 生きものの多様性に関する理解の普及

私たちの暮らしは、食糧や水、気候の安定など、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって成り立っています。また、多様で豊かな生きものは、現在及び将来の人間にとって有用な価値をもたらしてくれています。

このような生きものの多様性に対する理解を広めるため、学校や町会などの団体に対し、まちづくり講座（出前講座）を実施し、生物多様性の重要性について周知を図っています。

イ 外来生物の影響

もともと日本にいなかった生物（外来生物）がペットとして輸入されるなどの後に野生化し、数を増加させ、生態系に大きな影響を与えることが問題となっています。

特に影響の大きい外来生物は、「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」により特定外来生物として指定されています。

埼玉県では、比企地域を中心に特定外来生物のアライグマが爆発的に増加し、生態系に悪影響を及ぼす懸念から、平成 19 年に「アライグマ防除実施計画」を定め、県内各市町村の協力のもとに計画的に防除しています。

アライグマの捕獲頭数の推移

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
捕獲頭数	73 頭	118 頭	112 頭



アライグマ（特定外来生物）

施策 2-3-3 生きものとふれあう機会の充実

ア 自然観察会の開催

令和 6 年度に開催した「川の生き物調査・観察会」で実施したアンケートでは、「おもしろかったこと」の質問に対し「生き物を捕まえたこと・調べたこと」と全員が回答し、「参加理由」には「川の生き物に関心がある」「自然が好き」との回答も全員、また「今後も参加したいか」に対しては「是非参加したい」が 78%であることから、今後も生きものとふれあう機会を提供するため、富士見江川で水生生物を観察する「川の生き物調査・観察会」を開催していきます。



川の生き物調査・観察会

基本目標3 安全で快適に暮らせるまち

快適な生活を送るためには、公共空間におけるごみの投げ捨てなどがないだけでなく、公園や緑地といった安らぎと潤いを与えてくれる空間が必要です。

わたしたち一人ひとりが、都市と自然との調和を図りながら、将来にわたって快適な生活を送れるよう、環境に配慮した取組が大切です。

施策の方針 3-1 安全なまちづくりの推進

施策 3-1-1 身近な生活環境の保全

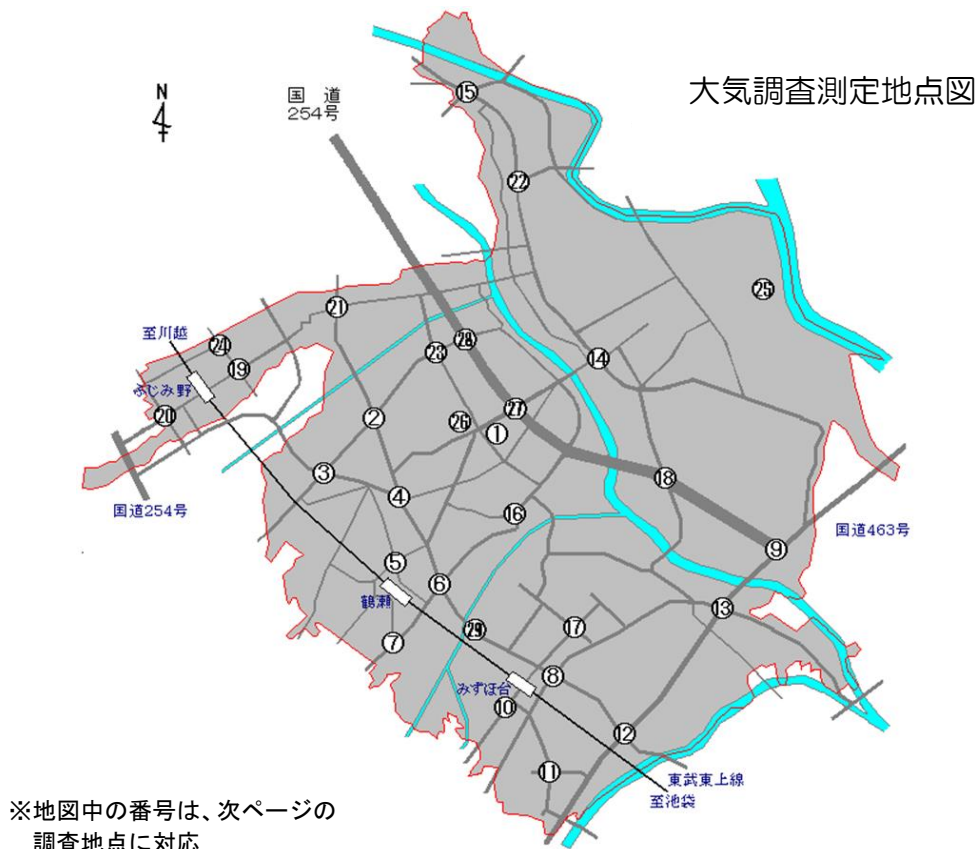
ア 大気関係

大気汚染の主な原因は、工場や自動車から大気中に排出される様々なガスです。

このうち、窒素酸化物（NO_x）や炭化水素（揮発性有機化合物）は、酸性雨や光化学スモッグの原因物質となり、特に高濃度の二酸化窒素は呼吸器に悪影響を及ぼします。

本市は、「自動車 NO_x・PM 法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）」の対象地域に指定されており、大気汚染の軽減に努めています。

市では、市内の大気汚染状況を把握するため、自動車交通量が多い主要交差点などの計 29 地点において大気中の二酸化窒素濃度を測定し公表しています。



令和 6 年度二酸化窒素濃度調査結果

<主要交差点>

(単位：ppm)

No.	調 査 地 点	調 査 日	
		8/2~8/9	2/19~2/26
2	地点名「埼玉コープ羽沢店前」	0.009	0.008
3	交差点名「上沢」	0.010	0.010
4	交差点名「鶴瀬小前」	0.008	0.007
5	地点名「富士見交番前」	0.007	0.007
6	交差点名「鶴瀬」	0.009	0.010
7	交差点名「鶴馬」	0.008	0.008
8	交差点名「並木」	0.010	0.009
9	交差点名「下南畑」	0.012	0.010
10	地点名「マルエツみずほ台店前」	0.010	0.010
11	地点名「氷川神社前」	0.008	0.008
12	地点名「水子横断歩道前」	0.019	0.016
13	交差点名「岡の坂」	0.018	0.015
14	交差点名「富士見高校入口」	0.009	0.009
15	交差点名「東大久保」	0.009	0.008
18	地点名「エネオス富士見バイパス給油所前」	0.012	0.012
19	地点名「ふじみ野駅東口」	0.007	0.007
20	地点名「ふじみ野駅西口」	0.008	0.008
21	交差点名「勝瀬」	0.008	0.008
22	地点名「東大久保中」	0.008	0.007
23	地点名「富士見ニュータウン」	0.009	0.008
24	地点名「勝瀬市境交差点」	0.008	0.008
26	地点名「市役所前」	0.009	0.008
27	地点名「富士見高架橋高架下」	0.012	0.010
28	地点名「山室ポンプ場前」	0.013	0.012
29	県道ふじみ野・朝霞線	0.008	0.008
主要交差点平均値		0.010	0.009

【参考】 令和 5 年度主要交差点平均値

0.009

0.021

＜バックグラウンド地点＞

(単位：ppm)

No.	調 査 地 点	調 査 日	
		8/2～8/9	2/19～2/26
1	富士見市役所	0.007	0.008
16	富士見台中学校	0.007	0.006
17	みずほ台中央公園	0.006	0.007
25	登戸馬場公園	0.006	0.004
バックグラウンド平均値		0.007	0.006

【参考】 令和 5 年度バックグラウンド平均値 0.007 0.017

※環境基準は、0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下です

※二酸化窒素は、大気流動に影響されやすいため、地表が冷え大気流動が少ない冬季の方が夏季に比べて数値が高くなります

イ ダイオキシン類関係

ダイオキシン類は、身のまわりにある物を燃やすことにより発生する物質で、平成 12 年に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気・水質・土壌での環境基準が設けられています。

市では、ダイオキシン類の実態を把握するため、市内の小中学校などで大気・土壌中のダイオキシン類濃度を測定し公表しています。

令和 6 年度ダイオキシン類濃度調査結果（大気）

(単位：pg-TEQ/m³)

調査時期	調査地点別のダイオキシン濃度			環境基準
	つるせ台小学校	水谷小学校	東中学校	
7/10～7/17	0.0089	0.0086	0.0072	年平均
1/7～1/14	0.014	0.0098	0.011	0.6 以下

【参考】 令和 5 年度 0.012 0.0079 0.010
年間平均値

令和 6 年度ダイオキシン類濃度調査結果（土壌）

(単位：pg-TEQ/g)

調査日	調査地点	調査結果	環境基準
1/14	関沢小学校	1.2	1,000

【参考】 令和 5 年度 0.91（南畑小学校）
調査値

ウ 自動車騒音関係

自動車騒音調査とは、騒音規制法第 18 条の規定に基づき、自動車騒音レベル、道路構造、周辺の建物密度などから道路周辺の全体的な騒音レベルを推計し、道路付近に立地する住居の騒音レベルを面的に評価するものです。

市では、平成 24 年度から事務権限の移譲を受け、原則 2 車線以上を有する道路を対象に、計画に基づいて測定し公表しています。

令和 6 年度自動車騒音常時監視結果

<調査結果>

No.	路 線 名	時間区分	調査結果	環境基準との比較		要請限度との比較	
1	さいたまふじみ野 所沢線	昼間	63 dB	○	70 dB	○	75 dB
		夜間	60 dB	○	65 dB	○	70 dB
2	川越新座線	昼間	67 dB	○	70 dB	○	75 dB
		夜間	63 dB	○	65 dB	○	70 dB
3	ふじみ野朝霞線	昼間	65 dB	○	70 dB	○	75 dB
		夜間	61 dB	○	65 dB	○	70 dB
4	三芳富士見線	昼間	64 dB	○	70 dB	○	75 dB
		夜間	62 dB	○	65 dB	○	70 dB

<面的評価結果>

No.	路 線 名	評価対象 住居戸数	環境基準達成数（戸）				環境基準 達成率(%)
			昼○ 夜○	昼○ 夜×	昼× 夜○	昼× 夜×	
1	さいたまふじみ野 所沢線	30 戸	30 戸	0 戸	0 戸	0 戸	100
2	川越新座線	4 戸	4 戸	0 戸	0 戸	0 戸	100
3	ふじみ野朝霞線	2932 戸	2931 戸	1 戸	0 戸	0 戸	100
4	三芳富士見線	789 戸	789 戸	0 戸	0 戸	0 戸	100

施策 3-1-2 有害化学物質対策の推進

ア 公共施設のシックハウス対策

公共施設の新築・増改築・改修などの際は、空気汚染物質発散建築材料等の使用制限に関する規定を踏まえ、使用建築材料の適正な選択による対策と適正な換気システムの設

置による対策を進めています。

また、施工終了時に室内空気濃度を測定し、測定結果が厚生労働省の指針値以内であることを確認した上で、工事完成・引渡しとしています。

イ アスベスト対策

アスベスト（石綿）は、天然の繊維状鉱物で「せきめん」や「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、除去する際等において所要の措置を怠ると、アスベストが飛散して人が吸入し、健康被害を引き起こすおそれがあります。

アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで予防や飛散防止などの対策が図られています。

市では、国や埼玉県と連携しながら、解体時のアスベスト飛散防止対策（リスクコミュニケーションを含む。）やアスベストに関する補助制度などを周知しています。

施策の方針 3-2 快適なまちづくりの推進

施策 3-2-1 きれいなまちづくりの推進

ア 環境美化に関する条例・計画の推進

清潔で美しいまちづくりを推進し、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする「富士見市をきれいにする条例（平成 19 年 10 月 1 日施行）」に基づき、平成 22 年 4 月に「富士見市美化推進計画」を策定し、現在「第 3 次富士見市美化推進計画」に基づく各種施策を展開しています。この計画では、ごみの投げ捨てなどのない「清潔で美しいまちづくり」を目指すため、

- 『1 続けよう 目を向け気づく まちの美化』
- 『2 育てよう 一人ひとりの 美化意識』
- 『3 取り組もう 「きれい」を守る 美化活動』
- 『4 広げよう チームワークで 美化運動』

の4項目を市民等・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで実行することを基本方針としています。

イ 地域における環境美化活動

市では、町会や自治会、育成会などの協力による環境美化活動（クリーン作戦）、市職員による安心安全道路クリーン事業など、地域の環境美化意識の向上に向けた啓発活動に取り組んでいます。

クリーン作戦の取組実績

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
団 体 数	47 団体	42 団体	45 団体
活動回数合計	70 回	60 回	66 回
参加人数合計	8,678 人	7,688 人	7,675 人

ウ 不法投棄の発生件数

不法投棄の発生件数

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
ごみ集積所	41 件	47 件	53 件
公 園	7 件	7 件	6 件
そ の 他	11 件	17 件	18 件
合 計	59 件	71 件	77 件

不法投棄されたごみ処分の際の財政負担

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
処理委託費等	473,000 円	313,500 円	319,000 円
不法投棄家電 リサイクル料金	28,520 円	49,210 円	90,695 円
志木地区衛生 組合負担金	252,269 円	264,740 円	303,747 円
処理費総額	753,789 円	627,450 円	713,442 円

※クリーン作戦などで回収されたごみを含みます

※自動車リサイクル手数料を含みます

※志木地区衛生組合負担金は構成市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の額です

エ 放置自転車対策、違法屋外広告物

良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害防止のため、市内 3 駅（みずほ台・鶴瀬・ふじみ野）の周辺道路等をパトロールし、放置自転車の撤去や立看板など違法屋外広告物の是正指導や撤去などを進めています。

放置自転車の撤去・処分状況

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
撤去回数	105 回	105 回	105 回
撤去台数	591 台	515 台	594 台
処分台数	430 台	482 台	386 台

施策 3-2-2 公園・緑地等の整備の推進

ア 公園・緑地等の整備状況

令和6年度の市民一人当たりの都市公園面積は、4. 1 1 m²です。

公園・緑地等の整備状況

		街区公園	近隣公園	歴史公園	地区公園	都市緑地	市民緑地	緑の散歩道	合 計
令和 6年度	面積 (m ²)	67,836	50,224	58,063	47,044	243,103	6,019	5,939	478,231
	箇所数	33 箇所	4 箇所	2 箇所	1 箇所	19 箇所	3 箇所	3 箇所	65箇所
令和 5年度	面積 (m ²)	67,836	50,224	58,063	47,044	240,455	8,580	5,939	478,141
	箇所数	33 箇所	4 箇所	2 箇所	1 箇所	19 箇所	3 箇所	3 箇所	65 箇所



文化の杜公園



水子貝塚公園

イ 街路樹の維持管理

街路樹は、緑による憩いや街の美しさを感じさせてくれる貴重な自然です。

市では、定期的な剪定や落ち葉の清掃など、快適な都市環境を保てるよう維持・管理しています。

また、花いっぱい運動を推進する団体などの協力により、公共施設の緑化を進めています。

市内街路樹の高木・中低木の一覧

場 所 (道 路)	樹 種	令和 6 年度	令和 5 年度
針ヶ谷中央通線（市道第 5120 号線）	ケヤキ	83 本	89 本
針ヶ谷中通線（市道第 5122 号線）	トウカエデ	70 本	70 本
みずほ台駅西通線（市道第 5119 号線）	プラタナス	71 本	81 本
	アベリア	73 ㎡	73 ㎡
水子・鶴馬通線（市道第 5130 号線）	トウカエデ	108 本	108 本
	ベニカナメモチ	228 ㎡	228 ㎡
みずほ台駅東通線（市道第 5118 号線）	イチョウ	155 本	155 本
	カンツバキ	920 ㎡	920 ㎡
	オオムラサキツツジ	141 ㎡	141 ㎡
	アベリア	50 本	50 本
南畑小通線（市道第 5225 号線）	ケヤキ	13 本	13 本
	オオムラサキツツジ	78 ㎡	78 ㎡
みずほ台中央公園前（市道第 1496 号線）	ケヤキ	1 本	1 本
ふじみ野駅東通線（市道第 5129 号線）	クスノキ	115 本	115 本
	オオムラサキツツジ	755 ㎡	755 ㎡
	コクチナシ	10 ㎡	10 ㎡
上沢勝瀬通線（市道第 5127・5128 号線）	トウカエデ	79 本	79 本
	オオムラサキツツジ	868 ㎡	868 ㎡
	コクチナシ	10 ㎡	10 ㎡
	カンツバキ	50 ㎡	50 ㎡
ふじみ野駅西通線（市道第 5123・5231 号線）	ケヤキ	68 本	68 本
	ケヤキ（むさしの 1 号）	20 本	20 本
	オオムラサキツツジ	700 ㎡	700 ㎡
竹間沢大井勝瀬通線（市道第 5124 号線）	ハナミズキ	47 本	68 本
	オオムラサキツツジ	858 ㎡	858 ㎡
	ドウダンツツジ	110 ㎡	110 ㎡
亀久保勝瀬・勝瀬苗間通線 （市道第 5125・5126 号線）	ハナミズキ	90 本	103 本
	オオムラサキツツジ	630 ㎡	630 ㎡
	コクチナシ	20 ㎡	20 ㎡
	クサツゲ	60 ㎡	60 ㎡
ふじみ野駅南通 1 号線（市道第 5219 号線）	コブシ	24 本	24 本
ふじみ野西 1-20 西（市道第 2675・2677 号線）	カツラ	7 本	8 本
ふじみ野西公園前（市道第 5220 号線）	モミジバフウ	5 本	5 本
市民プール脇（市道第 5223 号線）	オオムラサキツツジ	380 ㎡	380 ㎡
鶴馬 1-8 南（市道第 72 号線）	オオムラサキツツジ	25 ㎡	25 ㎡
針ヶ谷 1-6 南（市道第 5218 号線）	サツキ	96 ㎡	96 ㎡
	ドウダンツツジ	13 ㎡	13 ㎡
下南畑八幡神社西（市道第 5230 号線）	サツキ	50 ㎡	50 ㎡
下南畑 3166 南（市道第 662 号線）	オオムラサキツツジ	64 ㎡	64 ㎡
鶴瀬小学校脇（市道第 5104 号線）	イチョウ	12 本	12 本

施策 3-2-3 暮らしやすいまちの推進

ア 空き地・空き家対策

空き地や空き家に雑草などが繁茂した状態であると、火災や犯罪、また、虫の発生など、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があるため、管理不全な状態の空き地・空き家の所有者又は管理者に対して定期的に管理するよう指導しています。

また、近年増加している空き家の地域に及ぼす影響が社会問題にもなっており、こうした状況に対応するため、平成 30 年度に「空き家総合窓口」を設置し、様々な相談に対応しています。（空家の件数は巻末資料参照）



イ 有害鳥獣対策

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の防止や軽減を図る必要がある場合は、許可を受けて当該鳥獣を捕獲することができます。

被害の防止と自然と人間との共生を踏まえた鳥獣対策に取り組んでいます。

有害鳥獣捕獲許可数

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
申請数	8 件	2 件	5 件
許可数	8 件	2 件	5 件

ウ ムクドリ対策

全国的にも問題となっているムクドリの鳴き声や糞による被害がふじみ野駅周辺等で発生していることから、ムクドリの飛来状況に注視しながら、ムクドリの飛来が増える 5 月から 10 月にかけて、特殊波動装置による追払いを行っています。

基本目標4 みんなで学び協働するまち

市民・事業者・行政が共に考え、活動に取り組み、将来にわたって持続的に発展する社会を目指していくことが大切です。

複雑化・多様化した環境問題を解決し、持続的に発展する社会をつくっていくためには、わたしたち一人ひとりが生活と環境との関わりについて認識と理解を深め、知識・意識の向上に努めることで環境への負荷の少ない行動や事業活動を実践していくことが重要です。

施策の方針 4-1 環境教育・環境学習の推進

施策 4-1-1 環境リーダーの育成の推進

ア 環境リーダーの育成

市では、環境に対する理解と関心を高めるため、まちづくり講座（出前講座）やエコライフ DAY&WEEK 埼玉の実践などによる学校における環境教育の充実のほか、富士見市環境施策推進市民会議との共催による環境講座の開催、富士見市市民人材バンクの普及啓発など、様々な分野で率先して行動を起こすことのできる環境リーダーの育成に努めています。

施策 4-1-2 環境教育・環境学習の場の整備・創出

ア 環境講座の開催

より多くの市民や事業者の方々が様々な環境問題について関心を持ち、環境の保全・創造に向けた取組を実践していただくため、富士見市環境施策推進市民会議との共催により毎年、環境講座を開催しています。

令和6年度は、「身近な環境問題から地球環境を考える」と題して、講演（参加者56名）を行いました。

イ 落ち葉の堆肥化

市内の小中学生に対する環境学習として落ち葉の堆肥化に取り組んでいます。

堆肥化した落ち葉は、花壇や植樹、学校ファーム等に活用しています。

令和6年度は、小学校2校、中学校1校、特別支援学校、石井緑地公園、びん沼自然公園（堆肥用に落ち葉を配布）において落ち葉を堆肥化しています。



落ち葉の堆肥化

施策の方針 4-2 みんなで協力するまちづくりの推進

施策 4-2-1 環境保全活動の活性化

ア 「COOL CHOICE」

国が進める国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」とは、温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、省エネ・低炭素型の「製品」、「サービス」、「行動」など、地球温暖化対策につながる「賢い選択」を一人ひとりに広げ、総ぐるみの行動につなげていく取組です。

市では、行政の率先行動として、夏期の「COOL BIZ（クールビズ）」や冬期の「WARM BIZ（ウォームビズ）」などを実践しています。



未来のために、いま選ぼう。

イ 市民・事業者参加型の環境保全

地域で活動する団体と協働し、公園の清掃や希少動植物の保護など、自然環境の保全に取り組むとともに、環境保全活動の活性化に向け、国や埼玉県などが主催するイベントなども周知しています。

また、自然環境を観察し、自然の大切さを学ぶことで自然を守り育てる意識を高める「川の生きもの調査・観察会」や「川の探検隊」などの自然観察会を開催しています。

施策 4-2-2 市民・事業者・行政の連携と情報共有の推進

ア 富士見市環境施策推進市民会議との連携強化

富士見市環境施策推進市民会議を中心としたネットワークの構築を進め、各種会議（総会・全体会・役員会・事業推進委員会・地区ブロック会議）を開催し、連携の強化や情報交換をしています。

イ 「富士見市の環境」

本市の環境の状況や環境に関する施策を定期的に報告するため、年次報告書「富士見市の環境」を作成し、公表しています。また、富士見市環境基本計画の着実な推進を図るため、当計画に記載した全取組に対し、進捗状況の確認及び評価を毎年度行い、次年度以降の見直し等に繋げていきます。

○富士見市環境基本条例

（目的）

第 1 条 この条例は、人と自然の調和を目指した「富士見市環境にやさしい都市宣言」の趣旨にのっとり、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環

境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（施策の策定等に当たっての環境優先の理念）

- 第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境基本計画）

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、富士見市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

- 第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

（環境基本計画との整合）

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（総合的調整）

- 第11条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境施策に関すること。

(3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境配慮の推進)

第 12 条 市は、事業者が環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をすることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止する規制措置)

第 13 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(支援措置)

第 14 条 市は、市民又は事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第 15 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 16 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民又は事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第 18 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、第 17 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように

努めるものとする。

（調査の実施）

第 21 条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（監視等の体制の整備）

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（日常生活等に係る環境配慮）

第 23 条 市は、市民又は事業者が自らその日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に基づき、自らの日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減について配慮するよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（総合調整のための体制の整備）

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

（地球環境の保全）

第 25 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

（国、県及び他の地方公共団体との協力）

第 26 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

（環境審議会）

第 27 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

（1）第 8 条第 3 項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

（2）環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

5 委員は、環境の保全及び創造に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 （平成 13 年 12 月 25 日条例第 31 号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

○第3次富士見市環境基本計画の推進指標一覧

指標	計画策定時 【年度】	目標値 【年度】	最新実績値 【年度】	担当課
基本目標1 脱炭素・循環型社会を目指すまち				
施策の方針1-1 脱炭素まちづくりの推進《第2次富士見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)》				
施策1-1-1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及・推進				
市域から排出されるCO2 排出量	332,255t-CO2 【R1(2019)】	224,487t-CO2 【R12(2030)】	350,000t-CO2 【R4(2022)】	環境課
地球温暖化防止活動の活性化に対する満足度【市民アンケート(満足+やや満足)の割合】	12.6% 【R3(2021)】	45%以上 【R13(2031)】	12.6% 【R3(2021)】	環境課
省エネルギーの推進に対する満足度【市民アンケート(満足+やや満足)の割合】	8.1% 【R3(2021)】	45%以上 【R13(2031)】	8.1% 【R3(2021)】	環境課
施策1-1-2 再生可能エネルギーの活用推進				
太陽光発電による再生可能エネルギー導入量	11,766kW 【R2(2020)】	86,973kW 【R12(2030)】	13,806kW 【R5(2023)】	環境課
自宅への太陽光パネル設置割合【市民アンケート(すでに実施している)の割合】	3.9% 【R3(2021)】	54.0% 【R13(2031)】	3.9% 【R3(2021)】	環境課
施策1-1-3 移動の低炭素化の推進				
自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量【運輸部門(自動車)燃料燃焼分野(自動車の走行に伴い排出されるCH4及びN2O)】	95,159t-CO2 【R1(2019)】	75,828t-CO2 【R12(2030)】	95,159t-CO2 【R1(2019)】	環境課
市民の次世代自動車の導入率【市民アンケート(すでに実施している)の割合】	15.9% 【R3(2021)】	66.6% 【R13(2031)】	15.9% 【R3(2021)】	環境課
施策1-1-4 温室効果ガス吸収源対策の推進				
市域の森林・緑地等の面積(都市緑地、保存樹林、緑の散歩道、市民緑地の合計面積)	28.9ha 【R3(2021)】	28.9ha 【R14(2032)】	29.0ha 【R6(2024)】	都市計画課
施策の方針1-2 循環型まちづくりの推進				
施策1-2-1 4Rの推進				
資源化率	18.9% 【R3(2021)】	21.1% 【R12(2030)】	17.5% 【R6(2024)】	環境課
1人1日当たりのごみ排出量	705g 【R3(2021)】	635g 【R12(2030)】	679g 【R6(2024)】	環境課
食品廃棄物のバイオガス化に取り組む事業所数	2社 【R4(2022)】	5社 【R14(2032)】	2社 【R6(2024)】	環境課

施策1-2-2 脱プラスチック化の推進

家庭ごみから排出されるプラスチックごみの排出量	817.4t 【R3(2021)】	703.8t 【R12(2030)】	770.12t 【R6(2024)】	環境課
買い物袋を持参し、レジ袋は使わないようにしている市民の人の割合【市民アンケート(いつも・時々行っている)の割合】	91.0% 【R3(2021)】	100% 【R13(2031)】	91.0% 【R3(2021)】	環境課

指標	計画策定時 【年度】	目標値 【年度】	最新実績値 【年度】	担当課
基本目標2 豊かな自然を育み共生するまち				
施策の方針2-1 緑と水辺の保全				
施策2-1-1 緑の適切な保全管理				
市域の森林・緑地等の面積(都市緑地、保存樹林、緑の散歩道、市民緑地の合計面積)【再掲】	28.9ha 【R3(2021)】	28.9ha 【R14(2032)】	29.0ha 【R6(2024)】	都市計画課
施策2-1-2 河川・水路等の水辺環境の保全管理				
市内河川の水質調査の環境基準達成項目	未達成項目3項目 【R3(2021)】	全項目達成 【R14(2032)】	全項目達成 【R6(2024)】	環境課
公共下水道(汚水)の普及率	98.6% 【R3(2021)】	99.9% 【R7(2025)】	99.0% 【R6(2024)】	下水道課
公共下水道(汚水)の水洗化率	99.1% 【R3(2021)】	99.3% 【R7(2025)】	99.0% 【R6(2024)】	下水道課
施策の方針2-2 湧水の保全・活用				
施策2-2-1 湧水地の保全と適切な維持管理				
「富士見市湧水と緑の活用基本方針」における整備計画に基づく湧水地の整備(全3ルート)	0ルート 【R3(2021)】	1ルート 【R14(2032)】	0ルート 【R6(2024)】	まちづくり推進課
市内の湧水箇所	29箇所 【R3(2021)】	29箇所 【R14(2032)】	29箇所 【R3(2021)】	環境課
施策2-2-2 湧水の周知と利活用の推進				
湧水に関する市民参加型イベントの定期開催	0回/年 【R3(2021)】	1回/年 【R14(2032)】	0回/年 【R6(2024)】	環境課
「湧水の存在」に対する満足度【市民アンケート(満足+やや満足)の割合】	11.4% 【R3(2021)】	40% 【R13(2031)】	11.4% 【R3(2021)】	環境課

施策の方針2-3 生物多様性の保全 《富士見市生物多様性地域戦略》

施策2-3-1 生育・生息環境と生きものの保全

市内で確認された動植物種の数	1,133種 【R3(2021)】	1,133種 【R14(2032)】	1,133種 【R3(2021)】	環境課
上記のうち、レッドリスト掲載種の数	64種 【R3(2021)】	64種 【R14(2032)】	64種 【R3(2021)】	環境課
市域の森林・緑地等の面積(都市緑地、 保存樹林、緑の散歩道、市民緑地の合計 面積)【再掲】	28.9ha 【R3(2021)】	28.9ha 【R14(2032)】	29.0ha 【R6(2024)】	都市計画 課

施策2-3-2 生物多様性に対する理解の促進

生物多様性の認知度	— 【R3(2021)】	75%以上 【R13(2031)】	— 【R3(2021)】	環境課
-----------	-----------------	----------------------	-----------------	-----

施策2-3-3 生きものとふれあう機会の充実

川の生きもの調査・観察会参加者数	85人 【R4(2022)】	335人 【R14(2032)ま での累計参加者 数】	130人 【R6(2024)】	環境課
「自然の生きものとのふれあい」の満足度 【市民アンケート(満足・やや満足)の割 合】	17.4% 【R3(2021)】	45%以上 【R13(2031)】	17.4% 【R3(2021)】	環境課
「遊びのなかで植物や生きものにふれてい るか」【児童アンケート(したことがない)の 割合の平均値】	34.5% 【R3(2021)】	15%以下 【R13(2031)】	34.5% 【R3(2021)】	環境課

指標	計画策定時 【年度】	目標値 【年度】	最新実績値 【年度】	担当課
基本目標3 安全で快適に暮らせるまち				
施策の方針3-1 安全なまちづくりの推進				
施策3-1-1 身近な生活環境の保全				
「身近な生活環境の保全(公害問題の対 応や調査の実施など)」に対する満足度 【市民アンケート(満足+やや満足)の割 合】	14.1% 【R3(2021)】	45%以上 【R13(2031)】	14.1% 【R3(2021)】	環境課
大気汚染(ダイオキシン類)の環境基準未 達成測定箇所	0箇所 【R3(2021)】	0箇所 【R14(2032)】	0箇所 【R6(2024)】	環境課
大気汚染(二酸化窒素)の環境基準未達 成測定箇所	0箇所 【R3(2021)】	0箇所 【R14(2032)】	0箇所 【R6(2024)】	環境課
施策3-1-2 有害化学物質対策の推進				
県と連携した事業所への立入検査の実施	実施 【R3(2021)】	継続 【R14(2032)】	未実施 【R6(2024)】	環境課

施策の方針3-2 快適なまちづくりの推進				
施策3-2-1 きれいなまちづくりの推進				
クリーン作戦実施団体数	29団体 【R3(2021)】	75団体 【R14(2032)】	47団体 【R6(2024)】	環境課
不法投棄発生件数	107件 【R3(2021)】	85件 【R14(2032)】	59件 【R6(2024)】	環境課
施策3-2-2 公園・緑地等の整備の推進				
公園・緑地の箇所数(公園、緑の散歩道、市民緑地)	64箇所 【R3(2021)】	67箇所 【R14(2032)】	65箇所 【R6(2024)】	都市計画課
住民1人当たりの公園面積	4.00㎡ 【R3(2021)】	4.13㎡ 【R14(2032)】	4.11㎡ 【R6(2024)】	都市計画課
施策3-2-3 暮らしやすいまちの推進				
空家の件数	626戸 【R4(2022)】	656戸 【R9(2027)】	629戸 【R6(2023)】	建築指導課
市内循環バスの利用者数	106,932人 【R3(2021)】	175,000人 【R7(2025)】	110,432人 【R6(2024)】	都市計画課

指標	計画策定時 【年度】	目標値 【年度】	最新実績値 【年度】	担当課
基本目標4 みんなで学び協働するまち				
施策の方針4-1 環境教育・環境学習の推進				
施策4-1-1 環境リーダーの育成の推進				
環境講座の参加人数	116回 【R3(2021)】	1,000人 【R14(2032)までの累計参加者数】	376人・回 【R6(2024)】	環境課
施策4-1-2 環境教育・環境学習の場の整備・創出				
川の生きもの調査・観察会参加者数【再掲】	85人 【R4(2022)】	335人 【R14(2032)までの累計参加者数】	130人 【R6(2024)】	環境課
環境講座の参加人数【再掲】	116回 【R3(2021)】	1,000人 【R14(2032)までの累計参加者数】	376人・回 【R6(2024)】	環境課
施策の方針4-2 みんなで協力するまちづくりの推進				
施策4-2-1 環境保全活動の活性化				
環境美化活動(クリーン作戦)参加人数	3,271人 【R3(2021)】	8,500人 【R7(2025)】	8,678人 【R6(2024)】	環境課
施策4-2-2 市民・事業者・行政の連携と情報共有の推進				
富士見市環境施策推進市民会議における協働事業の実施及び環境審議会における意見交換の実施	実施 【R3(2021)】	継続 【R14(2032)】	実施 【R6(2024)】	環境課

富士見市の環境（令和6年度実績）

令和8年3月

発行：富士見市

編集：富士見市 経済環境部 環境課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

TEL：049-252-7129 FAX：049-253-2700

HP：<http://www.city.fujimi.saitama.jp/>